下水道部会下水道事業分科会の事務事業調整方針について

下水道部会下水道事業分科会の事務事業調整方針について別冊のとおり本協議会に報告し、その承認を求める。

平成16年1月16日提出

津地区合併協議会 会長 近 藤 康 雄

報告第68号

協議会報告項目

下 水 道 部 会 下水道事業分科会 12-2

津 地 区 合 併 協 議 会

項 目 一 覧 表

通番	項目名	幹事会提案日			幹事会確認日	備	考
	я н 4	1回	2回	3回	47 4 A 1 E PO 1	ν μ	<u></u>
12 - 2 - 1	雲出川左岸処理区の整備	5/8			5/22		
12 - 2 - 2	志登茂川処理区の整備				5/22		
12 - 2 - 3	松阪処理区の整備				5/22		
12 - 2 - 4	単独公共下水道の整備	5/8			5/22		
12 - 2 - 5	志登茂川処理区•周辺環境整備事業				5/22		
12 - 2 - 6	流域下水道事業との調整				5/22		
12 - 2 - 7	下水道工事に伴う移設補償	5/8			5/22		
12 - 2 - 8	ポンプ場実施設計・施工・施設整備	5/8			5/22		

協議項目	専門部会	下水道部会
関係項目	分 科 会	下水道事業分科会

-	<i>(</i>)		 構 成	市町	村の		
区	分	津市	久 居 市	河 芸 町	芸 濃 町	美 里 村	安 濃 町
1 雲出川左の整備		年(H13~H17)整備計画の3	【整備計画】 - ・現認可計画に基づき整備を行なう。(H15年に事業計画見直し予定)	_	-	_	
		【設計・積算関係】 ・ 県の積算基準による ・(社)推進工法用設計積算要領による ・県の積算システムと同様のも の使用	【設計・積算関係】 ・県の積算基準による ・(社)推進工法用設計積算要領 による ・土木工事積算システムGaiaを 使用				
		【マンホール蓋のデザイン】 ・津市型のマンホール規格を採 用	【マンホール蓋のデザイン】 ・久居市型のマンホール規格を 採用				
		【公共桝の設置基準】 ・公共桝の設置基準要綱による	【公共桝の設置基準】 ・公共汚水桝設置要綱による				
		基準】	【私道への布設についての取扱基準】 ・私道への公共下水道設置要綱による				

調整の内容

構成	市町	村の	現 況	調整の具体的内容
香 良 洲 町	一志町	白山町	美 杉 村	調金の共体的内存
【整備計画】 ・現認可計画に基づき整備を行なう(H15年に事業計画見直し予定)	_	_	_	(1)雲出川左岸処理区の整備事業については、各処理区域の整備計画に基づき、 新市においても現行どおり進める。
【設計・積算関係】 ・県の積算基準による ・(社)推進工法用設計積算要領による ・積算については手計算で行っている。				(2)合併した時点から、統一した設計書が作成出来るよう、三重県の積算基準で統一出来るよう調整する。設計書作成の体制については、新市移行後、すみやかに調整する(合併後1年以内程度)。
【マンホール蓋のデザイン】 ・香良洲町型のマンホール規格 を採用				(3)マンホール蓋のデザインの仕様については、統一を図り、新市で移行後すみやかに調整する。なお、合併後であっても事業着手処理区域内は、旧のデザインを使用する。
【公共桝の設置基準】 水道メータ一及び、井戸水使用 の者に対して1個設置。ただし、 農地等の場合は除く。				(4)各市町村の基準要綱を参考に、新市に移行後、新たに基準を調整する(合併と同時に制定)。なお、合併後であっても、当面の間は事業着手処理区域内は、現行の制度を継承していく。
【私道への布設についての取扱基準】 現状にて、2件以上の利用する私道については、地権者の同意が得られた場合のみ布設を行う。				(5)各市町村の基準要綱を参考に、新市に移行後、新たに基準を調整する(合併と同時に制定)。なお、合併後であっても、当面の間は事業着手処理区域内は、現行の制度を継承していく。

協議項目	専門部会	下水道部会
関係項目	分 科 会	下水道事業分科会

区 分		構成	市町	村の	現 況	
	津市	久 居 市	河 芸 町	芸 濃 町	美 里 村	安 濃 町
	【整備計画】 -・第4次津市総合計画・中期5か年(H13〜H17)整備計画の193ヘクタールの整備を行う	_	【整備計画】 ・現在認可区域約120ha(H9~H15) ・平成15年度認可拡大を行ない整備を行なう。	_	_	【整備計画】 ・平成15年度 事業認可予定 A=115ha ・面整備完了予定 平成27年度 A=275.5ha
	【設計・積算関係】 ・県の積算基準による ・(社)推進工法用設計積算要領 による ・県の積算システムと同様のも の使用		【設計・積算関係】 ・県の積算基準による ・管渠工事積算については建設 技術センターに委託。			
	【マンホール蓋のデザイン】 ・津市型のマンホール規格を採用		【マンホール蓋のデザイン】 ・デザインマンホールを使用			
	【公共桝の設置基準】 ・公共桝の設置基準要綱による		【公共桝の設置基準】 ・公共桝設置基準 有			
	【私道への布設についての取扱 基準】 ・私道における公共下水道築造 工事実施要綱による		【私道への布設についての取扱 基準】 ・私道への下水道布設取扱基準 有			

調整の内容

構成	市町	村の	現 況	調整の具体的内容
香 良 洲 町	一志町	白山町	美 杉 村	神走り共体的社
_	_	_	_	(1)志登茂川処理区の整備事業については、各処理区域の整備計画に基づき、 新市 においても現行どおり進める。
				(2)合併した時点から、統一した設計書が作成出来るよう、三重県の積算基準で統一 出来るよう調整する。設計書作成の体制については、新市移行後、すみやかに調整する(合併後1年以内程度)。
				(3)マンホール蓋のデザインの仕様については、統一を図り、新市で移行後すみやかに調整する。なお、合併後であっても事業着手処理区域内は、旧のデザインを使用する。
				(4)各市町村の基準要綱を参考に、新市に移行後、新たに基準を調整する(合併と同時に制定)。なお、合併後であっても、当面の間は事業着手処理区域内は、現行の制度を継承していく。
				(5)各市町村の基準要綱を参考に、新市に移行後、新たに基準を調整する(合併と同時に制定)。なお、合併後であっても、当面の間は事業着手処理区域内は、現行の制度を継承していく。

協議項目	専門部会	下水道部会
関係項目	分 科 会	下水道事業分科会

E /		 構 成	市 町	 村 の		
区 分	津市	久 居 市	河 芸 町	芸 濃 町	美 里 村	安 濃 町
3 松阪処理区の整備	_	_				_

調整の内容

構成	市町	村の	現 況	調整の具体的内容
香 良 洲 町	一志町	白山町	美 杉 村	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
	【整備計画】 ・中勢沿岸流域下水道整備に併せて450.8haの整備を順次進める。	【整備計画】 ・白山町下水道事業計画(第五 処理分区)により中勢沿岸流域 下水道事業計画に沿って進め る。平成17年度大三地区一部 供用開始に向け事業の促進を 行なう。	_	(1)松阪処理区の整備事業については、各処理区域の整備計画に基づき、 新市においても現行どおり進める。
	【設計・積算関係】 ・県の積算基準による。 ・(社)日本下水道協会 下水道設 計積算要領(開削工法・推進工法)編 ・(社)日本下水道管渠推進技術協会 推進工法用設計積算要領 ・その他各工法協会の積算資料・積 質システムは県と同様のものを使 用	【設計・積算関係】 ・県の積算基準による積算は下 水道担当職員が直接積算。		(2)合併した時点から、統一した設計書が作成出来るよう、三重県の積算基準で統一出来るよう調整する。設計書作成の体制については、新市移行後、すみやかに調整する(合併後1年以内程度)。
	【マンホール蓋のデザイン】 ・一志町型のマンホール規格を 採用	【マンホール蓋のデザイン】 ・白山町型のマンホール規格を 採用		(3)マンホール蓋のデザインの仕様については、統一を図り、新市で移行後すみやかに調整する。なお、合併後であっても事業着手処理区域内は、旧のデザインを使用する。
	【公共桝の設置基準】 ・公共汚水桝設置の基準は内規 による	【公共桝の設置基準】 ・「白山町下水道事業公共汚水 桝設置基準」による。		(4)各市町村の基準要綱を参考に、新市に移行後、新たに基準を調整する(合併と同時に制定)。なお、合併後であっても、当面の間は事業着手処理区域内は、現行の制度を継承していく。
	基準】 ・私道内公共下水道管布設に関	【私道への布設についての取扱基準】 ・要綱なし 内規として私道に水 道管が布設してある場合におい ては、下水管も布設を行なう方 針。		(5)各市町村の基準要綱を参考に、新市に移行後、新たに基準を調整する(合併と同時に制定)。なお、合併後であっても、当面の間は事業着手処理区域内は、現行の制度を継承していく。

協議項目	専門部会	下水道部会
関係項目	分 科 会	下水道事業分科会

		構 成		村 の		
区 分	津 市		河芸町	芸濃町	美里村	
4 単独公共下水道の 整備		_	【整備計画】 ・千里ケ丘、浜田処理区 事業完了 千里ケ丘処理場の修繕・改修の 実施	【整備計画】 ・雲林院処理区(75ha) H15計装設備工事の完成を持っ	【整備計画】 ・高宮処理区 H16.1.1一部供用開始に向け事 業を進めている。	
	【設計・積算関係】 ・ 県の積算基準による ・(社)推進工法用設計積算要領 による ・県の積算システムと同様のも の使用		【設計・積算関係】 ・県の積算基準による	【設計・積算関係】 ・平板測量、地質調査等 町より民間企業に発注 ・詳細設計 町よりセンターに発注 ・当初積算・変更積算 町よりセンターに発注(積算システムはCYDEEN)	【設計・積算関係】 ・設計一業務委託等 建設技術センターに委託。 ・積算一業務委託等 建設技術センターに委託 積算システムはCYDEENを採 用。変更積算も委託(村に積算システムを導入していない)	
	【マンホール蓋のデザイン】 ・津市型のマンホール規格を採用		【マンホール蓋のデザイン】 ・町章入り	【マンホール蓋のデザイン】 ・芸濃町型のマンホールデザインを採用。(椋本・雲林院)	【マンホール蓋のデザイン】 ・美里村型のマンホールデザイ ンを採用(村章入り)	
	【公共桝の設置基準】 ・公共桝の設置基準要綱による			【公共桝の設置基準】 ・官地より1m以内の民地に設置。 原則として1軒1箇所。 芸濃町内規による。	【公共桝の設置基準】 ・原則として1加入者につき官民境 界より1.0m程度の箇所へ公共桝 を1箇所設置する。	
	【私道への布設についての取扱基準】 ・私道における公共下水道築造工事実施要綱による			【私道への布設についての取扱基準】 ・私道には、布設しない。 ただし、受益者が2軒以上ある場合は、用地買収をした後、本管の布設を行なう。 町の要綱・内規はない。	【私道への布設についての取扱 基準】 ・要綱等の資料なし。 ・原則として、私道には布設しな い。ただし、本管布設が必要な 場合は寄付又は買収により用地 を取得し、本管を布設する。	

調整の内容

構成	市町	村の	現 況	調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美 杉 村	刷金の共体的符合
_	-	-	_	(1)単独公共下水道の整備事業については、各処理区域の整備計画に基づき、 新市 においても現行どおり進める。
				(2)合併した時点から、統一した設計書が作成出来るよう、三重県の積算基準で統一出来るよう調整する。設計書作成の体制については、新市移行後、すみやかに調整する(合併後1年以内程度)。
				(3)マンホール蓋のデザインの仕様については、統一を図り、新市で移行後すみやかに調整する。なお、合併後であっても事業着手処理区域内は、旧のデザインを使用する。
				(4)各市町村の基準要綱を参考に、新市に移行後、新たに基準を調整する(合併と同時に制定)。なお、合併後であっても、当面の間は事業着手処理区域内は、現行の制度を継承していく。
				(5)各市町村の基準要綱を参考に、新市に移行後、新たに基準を調整する(合併と同時に制定)。なお、合併後であっても、当面の間は事業着手処理区域内は、現行の制度を継承していく。

協議項目	専 門 部 会	下水道部会
関係項目	分 科 会	下水道事業分科会

E //		構成	市町	村の	現 況	
区 分	津市	久 居 市	河 芸 町	芸 濃 町	美 里 村	安 濃 町
	流域下水道事業の関連事業として、当該地域の住民の方々の生活改善を図ろうとするもの。 ・白塚市民センターの建設(文化交流、憩いの場の提供)平成13年度事業着手平成14年度に完成	_	津市に同じ ・影重公園整備 ・街灯整備事業	_	_	津市に同じ
	流域下水道(志登茂川処理区)については、県事業により計画、施行を実施するものであるが、浄化センターの建設については、建設予定地に希少動植物の生息が確認されたこともあり事業着手に至っていない。このため、県、市、地元自治会が協力し、一刻も早く事業に含手できるよう調整を図るものである。		津市に同じ	_	_	津市に同じ
	下水道工事を施行するに当り、支障となる各占用者の占用物件を仮移設し、下水道工事が終わり次第、本布設工事を施行するもので、移設工事は各占用者が施行をし、それに要する費用を各占用者と協定を締結し補償するものである。	同左	同左	同左	下水道工事を施工する際に、 支障となる占用物件を仮移設 し、可能であれば下水道工事と 同時施工、そうでなければ下水 道工事が終わり次第本設工事を 施工する。 移設工事は各占用者が施行を し、移設工事に要する費用を各 占用者と協定を締結し、補償す るものである。	
	【移設補償の補助対象範囲】 ・公共補償基準要綱に基づき算 定している。	【移設補償の補助対象範囲】 同左	【移設補償の補助対象範囲】 同左	【移設補償の補助対象範囲】 同左	【移設補償の補助対象範囲】 同左	

調整の内容

- 5. 現行のまま新市に引き継ぐ 6. 現行のまま新市に引き継ぐ 7. 新市に移行後、速やかに調整する(合併後1年程度)

構成	市町	村の	現 況	調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美 杉 村	調金の共体的内容
-	_	_	_	志登茂川処理区・周辺環境整備事業については、新市においても現行計画どおり存続する。
	流域下水道(松阪処理区)については中南勢地域における生活環境の改善と河川、伊勢湾の水質浄化を目的に松阪市、三雲町、嬉野町、一志町、白山町、及び多気町を対象として平成5年度着手している。当初処理場を建設するにあたり地元からり要望で周辺の整備事業があり、これらの調整を図るものである。	いては、県事業により計画、施	-	流域下水道事業との調整については、新市においても現行計画どおり存続する。
下水道工事を行うにあたり水道 管の移設工事を行う産業建設設 内にて調整	津市に同じ	同左	_	
【移設補償の補助対象範囲】 同左	【移設補償の補助対象範囲】 同左	【移設補償の補助対象範囲】 同左		

協議項目	専 門 部 会	下水道部会
関 係 項 目	分 科 会	下水道事業分科会

Б		構成	市町	村の	現 況	
区分	津市	久 居 市	河 芸 町	芸 濃 町	美 里 村	安 濃 町
8 ポンプ場実施設計・施工・施設整備	津 市 (半田地区ポンプ場) 平成13年に流域関連公共下水道(雲出川左岸処理区)認可計画としては受けたされている域103haの排水区域を受けるポンプ場を小川合流点付近に新規に築造するものである。計画雨水流入量12.8m3/分でゆ1350mmポンプ2台、ゆ900mmポンプ1台をそれぞれ設置するものである。	久居市	河 芸 町 (影重ポンプ場) 平成13年度に流域関連公共下水道事業(志登茂川処理区) として位置付けられている。 排水区域20.3ha 計画流入量 2.09m3/Sで の700mmポンプ2台を設置する ものである。 平成16年度完成予定	_	美里村	安 濃 町

調整の内容

番食 洲町 一志町 白山町 美杉村 *** 「電食河東宮市水口ブ海) ** 「平成12年度放射限金大下 水道事業(監知)に対象が15台 (1350mが26数2で40で)が16台 (1350mが26数2で40で)が16台 (1350mが26数2で40で)が16台 (1350mが26数2で40で)が16台 (1350mが26数2で40で)が16台 (1350mが26数2で40で)が16台 (1350mが26数2で40で)が16台 (1350mが26数2で40で)が16台 (1350mが26数2で40で)が16号 (1350mが260で)が16号 (13	構成	市町	村の	現 況	調整の具体的内容
平成12年度流域関連公共下 水道事業(雲出川左岸処理区) として位置付けされている。		一志町	白山町	美 杉 村	調金の具体的内容
	香良洲町 (香良洲第2雨水ポンプ場) 平成12年度流域関連公共下 水道事業(雲出川左岸処理区) として位置付けされている。 排水区域は、24haで計画流入 水量は7.8m3でゆ700mが1台 か1350mが2台設置する4.0で	一 志 町		美 杉 村	調整の具体的内容